

香美町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町内の空き家を有効活用することにより、香美町への移住定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として空き家情報登録制度「空き家バンク」を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家 町内に存在する物件で、居住を目的として建築され、現在居住又は利用していない（居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸借及び分譲を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 香美町内に存在する空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行うための空き家情報登録制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家情報登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による登録又は不登録を決定したときは、空き家バンク登録通知書（様式第3号）により当該登録申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、必要に応じて当該空き家を調査することができる。
- 5 登録申込者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 6 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の取消し）

第6条 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家台帳から当該登録を取消しするものとする。

- (1) 空き家登録者から登録の取消しの申し出があったとき。
 - (2) 所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、あらためて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りではない。
 - (4) 申込み内容を偽って登録したことが判明したとき。
 - (5) その他町長が適当でないとするとき。
- 2 前項第1号及び第2号の場合において、空き家登録者は空き家バンク登録取消申出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。
 - 3 町長は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 空き家バンクによる空き家の情報の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）及び空き家バンク利用者カード（様式第8号。以下「利用者カード」という。）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当していると認められた者を利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録しなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活ができると認められる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動及び地域の行事・活動への積極的な参加等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする者
- (3) 農地を利用し、積極的に農業に従事し、地域の農業環境保全に寄与しようとする者
- (4) その他町長が適当と認められた者

3 町長は、前項の規定による登録又は不登録を決定したときは、空き家バンク利用登録通知書（様式第9号）により当該利用申込者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録変更届（様式第10号）に変更内容を記載した利用者カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（利用者台帳の登録の取消し）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、利用者台帳から当該登録を取消しするものとする。

- (1) 利用登録者から登録の取消しの申し出があったとき。
- (2) 空き家の利用の目的が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (4) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし、あらためて登録申込みを行うことにより、再登録をした場合は、この限りではない。
- (6) その他町長が適当でないとして認められたとき。

2 前項第1号の場合において、利用登録者は空き家バンク利用登録取消申出書

(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、空き家バンク利用者登録取消通知書(様式第12号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(情報提供等)

第10条 町長は、空き家登録者又は利用登録者に対して、空き家台帳及び利用者台帳に登録された有用な情報を必要に応じて提供するものとする。

- 2 町長は、登録された情報の一部又は全部について、不正、偽りその他情報を提供することが不適切と認めるときは、直ちにその情報を削除しなければならない。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 空き家バンクに登録された空き家の購入又は賃借について交渉を希望する利用登録者は、交渉申込書(様式第13号)及び誓約書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による交渉申込書が提出されたときは、その内容について審査し、適当であると認めるときは、交渉申込通知書(様式第15号)により空き家登録者に通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は次条第2項に規定する媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の通知をしたときは、交渉通知完了書(様式第16号)により速やかに当該利用登録者に通知するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 前条第2項の通知を受けた当該空き家登録者及び媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、空き家登録者及び利用登録者との空き家に関する交渉並びに売買又は賃貸借の契約の媒介をする行為には、直接これに関与しないものとする。

- 3 町長は、前項の媒介をする行為については、社団法人兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部に依頼する。

(暴力団等の排除)

第13条 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）は、空き家バンクを利用することができない。

2 前項の規定は、登録申込者又は利用申込者、若しくはこれらの者と生計を一にする同居の親族についても適用する。

3 町長は、空き家登録者又は利用登録者、若しくはこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団員になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに削除しなければならない。

（定住アドバイザーの設置等）

第14条 町長は利用登録者の本町への定住を支援するため、町内の生活情報、習慣その他の利用登録者が必要とする情報を提供又は助言する定住アドバイザーを設置することができる。

2 定住アドバイザーは、町内に在住、在勤する者の中から町長が委嘱する。

（その他の情報提供等）

第15条 町長は、空き家登録者又は利用登録者に対し、第10条第1項に規定する情報のほかに、移住定住に関する情報を必要に応じて提供することができる。

（個人情報の取扱い）

第16条 空き家台帳及び利用者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、香美町個人情報保護条例（平成17年香美町条例第13号）に定めるところによる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。